

広島市告示第 351 号
令和 8 年 7 月 17 日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

広島市西区観音新町三丁目 59 番 5

2 開発面積

4,099.90 m²

3 許可を受けた者の住所及び氏名

東京都港区芝五丁目 34 番 6 号
J R 西日本プロパティーズ株式会社
代表取締役 小山 健介

4 検査済証交付年月日

令和 8 年 7 月 17 日